

倉吉市地域除雪作業報償金制度のご案内

事業の趣旨

豪雪時に市道等の通行の確保を図るため、自治公民館等が自主的に行う除雪作業に対し報償金を交付するものです。

対象者

- ・倉吉市自治公民館
- ・地区コミュニティセンター指定管理者

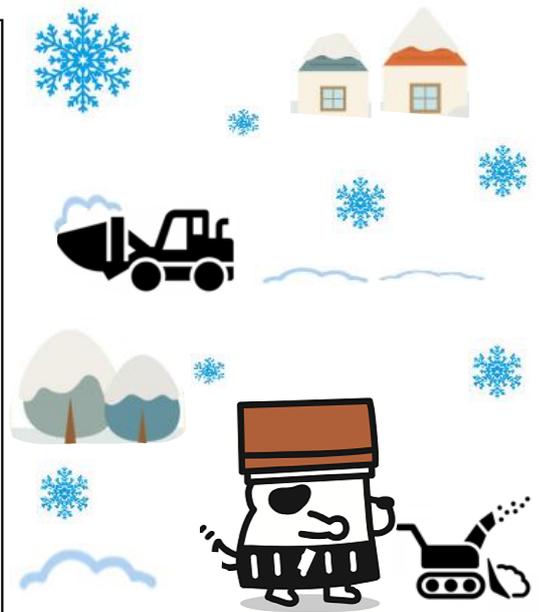
対象路線

- ①除雪路線以外の市道(除雪路線の歩道は対象とします)
※歩道とは、縁石・ガードレールやグリーンベルトによって歩行者用に区画された部分のことをいいます。
- ②生活道路(法定外道路、農道等の国県道以外の道路)で沿線に1戸以上住居を有する路線

対象作業及び報償金の額

- ①自治公民館等が機械を使用して除雪する作業
 - ・要件
除雪する路線において20cm以上の積雪深がある場合
 - ・報償金 200円/10m(10m未満は切り捨て)
- ②自治公民館等が業者に委託して実施する作業
 - ※業者とは、商工業などの事業を営む人のことをいいます
 - ・要件
除雪する路線において30cm以上の積雪深がある場合
 - ・報償金
自治公民館等が業者に支払う委託費の2/3

報償金制度の支給限度額 5万円/年度



事業の流れ

- ①自治公民館等による除雪作業を実施
- ↓
- ②市(建設課)へ実施報告書及び報償金支払請求書を提出
※実施報告書には、作業日、除雪した路線、作業写真を添付してください。
- ↓
- ③審査の後、報償金を指定口座へ振り込みます。※支払請求書受付後より約3週間後

《お問い合わせ先》 倉吉市建設部建設課 電話:22-8169